

行政委員の活動状況についてのヒアリング（意見交換）まとめ [H23. 5. 19 実施分]

	教育委員会	人事委員会	監査委員	公安委員会
委員会からの説明要旨	・委員の役割について十分理解をいただいた上で報酬についての議論をいただきたい。	・委員としての日常活動は、勉強や準備等さまざまであり、報酬は月額が適切。	・事務局で把握している業務以外にも、資料の分析検討や現地調査などがあることをご理解いただきたい。	・公安委員会の管理機能強化によって、定例会議の平均時間は延びてきている。(H10 年度は、平均 2 時間 47 分)
委員長室等の有無	委員長室：あり 委員室：あり	委員長室：なし 委員室：あり	委員長室：なし 委員室：あり	委員長室：なし 委員室：あり
直近の会議の開催状況と所要時間	5月13日 9:30～11:00 (通常は2時間半程度)	5月17日 15:00～17:00 (通常よりもやや短い)	5月18日 1時間半程度 (案件が多い場合は、半日や1日かかる場合もある)	5月18日 13:00～19:00
委員報酬について、生活給的要素の有無	・現行委員は、委員以外に生業がある。収入等の状況までは把握できないので、生活給になっているか否かの明言はできない。	・生活給的なものであるとは考えていない。職務・職責に見合う報酬であるということが最も肝心ではないか。	・委員報酬は生活給ではなく、職務に対する反対給付と考えている。	・報酬をあてにするというよりも仕事の本来の趣旨を考え活動している。
職務上、最も配慮し、留意している事項	・常に、児童、生徒の視点を中心に物事を考えていくこと。	・府職員の給与、勤務条件について府民理解を得られるものとすること。	・専門的な知識をもとに識見を発揮し、監査結果について責任を持つこと。府民の期待に応えること。	・常に公正な立場で府民の視点で警察活動がどうあるべきかということ。
委員の職責	・教育委員会会議は、教育に関するさまざまな活動をする集約の場であり、議決等の意思決定を行う場である。このことからその職責は大きい。	・国、地方を通じて、公務員制度改革が喫緊の課題となっている中、その方向性を決定づける上で、委員の果たす役割は大きい。	・近年、自治体経営のチェック機能の強化についてその重要性が増大しており、監査委員としての職責は極めて大きい。また、監査を行う者の監査責任は高く、とりわけ資格職である公認会計士や弁護士にはその点からも責任は極めて大きい。	・運転免許の取り消しや飲食店営業の営業停止処分など、生活権を脅かす可能性のある処分を行う必要もあり、職責は重い。
府の財政状況等から行政委員報酬についての委員の認識	・委員報酬の考え方として、報酬の多寡というよりも日々、委員としての立場が生活全般に及ぶことは考慮すべきではないか。	・委員の活動に見合った報酬であるかどうか（が重要）という認識はあるのでは。	・報酬の多寡というよりも、監査という仕事は日額がなじむものなのかどうか。	・財政状況を踏まえた現行の委員報酬の20%カットも理解しているつもり。
他の地方公共団体等で行政委員報酬の見直しが進んでいることについての認識	・日々、委員活動としてやっていることを評価されずに日額とされるのは本意ではないと思う。	・他団体の動向や司法の判断などは、委員は十分、認識している。ただ、日々の活動から考えると批判を受けるような状況ではないと考えている。	・見直しの動きは十分、認識している。監査委員の職務の実態、職責等からみてどうなのかと考えると、報酬のあり方としては現状のままが妥当では。	・各団体で見直しがなされていることは承知。各行政委員会の役割や活動の状況は異なっていると思う。大津地裁判決をもとに全ての行政委員会が日額というのはどうか。本来は、委員会毎に見直し、個々に判断すべきでは。
委員であることによる日常生活への影響	・(本業がある中で) 365日 24時間考えているということではないが、日単位では切れない部分はあるのでは。	・人事委員が受けるプレッシャーとして、①府民、議会、マスコミ等からの批判等。②職員団体等からの要求・要望等がある。	・今のところ特にはない。	・常時即応体制が必要（例：東日本大震災対応のための部隊派遣の決定）。警察官の不祥事発生時には、休日、夜間に關係なく委員に報告。過去には、委員の自宅への押しかけ事案などもあった。
委員間での業務の差	・委員全員での活動は教育委員会会議。これ以外にも個々の強みを生かした活動（学校訪問等）をしている。			・ほとんどない。
日額化された際に受け入れられるか		・日頃の電話やメールの対応を日額報酬の支給対象外となると、委員と事務局とのコミュニケーションがとりづらくなる。	・事務局が把握していない業務を正直に請求し、全額支給し、現状よりも報酬が多くなった時に府民の納得が得られるかどうかだと思う。	・委員の人材確保のためには、相応のものが必要。日額では恐らくできない仕事。
備 考				

行政委員の活動状況についてのヒアリング（意見交換）まとめ [H23. 5. 19 実施分]

	教育委員会	人事委員会	監査委員	公安委員会
委員会からの説明要旨	・委員の役割について十分理解をいただいた上で報酬についての議論をいただきたい。	・委員としての日常活動は、勉強や準備等さまざまであり、報酬は月額が適切。	・事務局で把握している業務以外にも、資料の分析検討や現地調査などがあることをご理解いただきたい。	・公安委員会の管理機能強化によって、定例会議の平均時間は延びてきている。(H10 年度は、平均 2 時間 47 分)
委員長室等の有無	委員長室：あり 委員室：あり	委員長室：なし 委員室：あり	委員長室：なし 委員室：あり	委員長室：なし 委員室：あり
直近の会議の開催状況と所要時間	5月13日 9:30～11:00 (通常は2時間半程度)	5月17日 15:00～17:00 (通常よりもやや短い)	5月18日 1時間半程度 (案件が多い場合は、半日や1日かかる場合もある)	5月18日 13:00～19:00
委員報酬について、生活給的要素の有無	・現行委員は、委員以外に生業がある。収入等の状況までは把握できないので、生活給になっているか否かの明言はできない。	・生活給的なものであるとは考えていない。職務・職責に見合う報酬であるということが最も肝心ではないか。	・委員報酬は生活給ではなく、職務に対する反対給付と考えている。	・報酬をあてにするというよりも仕事の本来の趣旨を考え活動している。
職務上、最も配慮し、留意している事項	・常に、児童、生徒の視点を中心に物事を考えていくこと。	・府職員の給与、勤務条件について府民理解を得られるものとすること。	・専門的な知識をもとに識見を発揮し、監査結果について責任を持つこと。府民の期待に応えること。	・常に公正な立場で府民の視点で警察活動がどうあるべきかということ。
委員の職責	・教育委員会会議は、教育に関するさまざまな活動をする集約の場であり、議決等の意思決定を行う場である。このことからその職責は大きい。	・国、地方を通じて、公務員制度改革が喫緊の課題となっている中、その方向性を決定づける上で、委員の果たす役割は大きい。	・近年、自治体経営のチェック機能の強化についてその重要性が増大しており、監査委員としての職責は極めて大きい。また、監査を行う者の監査責任は高く、とりわけ資格職である公認会計士や弁護士にはその点からも責任は極めて大きい。	・運転免許の取り消しや飲食店営業の営業停止処分など、生活権を脅かす可能性のある処分を行う必要もあり、職責は重い。
府の財政状況等から行政委員報酬についての委員の認識	・委員報酬の考え方として、報酬の多寡というよりも日々、委員としての立場が生活全般に及ぶことは考慮すべきではないか。	・委員の活動に見合った報酬であるかどうか（が重要）という認識はあるのでは。	・報酬の多寡というよりも、監査という仕事は日額がなじむものなのかどうか。	・財政状況を踏まえた現行の委員報酬の20%カットも理解しているつもり。
他の地方公共団体等で行政委員報酬の見直しが進んでいることについての認識	・日々、委員活動としてやっていることを評価されずに日額とされるのは本意ではないと思う。	・他団体の動向や司法の判断などは、委員は十分、認識している。ただ、日々の活動から考えると批判を受けるような状況ではないと考えている。	・見直しの動きは十分、認識している。監査委員の職務の実態、職責等からみてどうなのかと考えると、報酬のあり方としては現状のままが妥当では。	・各団体で見直しがなされていることは承知。各行政委員会の役割や活動の状況は異なっていると思う。大津地裁判決をもとに全ての行政委員会が日額というのはどうか。本来は、委員会毎に見直し、個々に判断すべきでは。
委員であることによる日常生活への影響	・(本業がある中で) 365日 24時間考えているということではないが、日単位では切れない部分はあるのでは。	・人事委員が受けるプレッシャーとして、①府民、議会、マスコミ等からの批判等。②職員団体等からの要求・要望等がある。	・今のところ特にはない。	・常時即応体制が必要（例：東日本大震災対応のための部隊派遣の決定）。警察官の不祥事発生時には、休日、夜間に關係なく委員に報告。過去には、委員の自宅への押しかけ事案などもあった。
委員間での業務の差	・委員全員での活動は教育委員会会議。これ以外にも個々の強みを生かした活動（学校訪問等）をしている。			・ほとんどない。
日額化された際に受け入れられるか		・日頃の電話やメールの対応を日額報酬の支給対象外となると、委員と事務局とのコミュニケーションがとりづらくなる。	・事務局が把握していない業務を正直に請求し、全額支給し、現状よりも報酬が多くなった時に府民の納得が得られるかどうかだと思う。	・委員の人材確保のためには、相応のものが必要。日額では恐らくできない仕事。
備 考				